

盛土規制法に係る審査事務マニュアル 3月掲載時点からの主な変更点

第Ⅰ編. 概要編

- ・Ⅰ－10 頁 規制区域の図を指定後のものに差し替え
- ・Ⅰ－15 頁 法の規制対象外の説明を追加（補足1及び補足2）

第Ⅱ編. 手続編

- ・Ⅱ－4 頁 申請等窓口を追加
- ・Ⅱ－11 頁 様式のURLを確定
- ・Ⅱ－13 頁 次の文言を追加
⇒「なお、手戻りが生じないように、関係法令に基づく審査状況を確認しながら審査を進める場合があります。」
- ・Ⅱ－26 頁 標準処理期間を追加
- ・Ⅱ－62 頁 変更の許可 or 軽微な変更の届出 or 新規許可について、対象を明確化
- ・Ⅱ－62 頁 3.4.3 許可に基づく地位の承継 の項目を追加

第Ⅲ編. 設計編

- ・Ⅲ－57 頁 ページ下部に粘着力の記載を追加

上記のほか、文言が不統一となっていた点等を修正しました。

以上